

連載 亀ちゃんにも言わせてよ！

検察審査会を知っていますか ~ その4 ~

本当に市民だけ

さて、検察審査会事務官の話が出てきましたが、この方は一体何者なのでしょう。

全国の各検察審査会には事務局を置くことになっています（検審法19）。そして、各事務局には、最高裁判所によって裁判所事務官の中から命じられた検察審査会事務官が、最高裁判所の定めるところによる各地方裁判所の定めで置かれています（検審法20）。各検察審査会では、最高裁判所が検察審査会事務官のうち1名に検察審査会事務局長を命じます。このように、検察審査会には一般の市民のほかに裁判所の関係者もいます。

事務局は総務課と審査課から構成されています。総務課は、庶務・普及宣伝・その他審査に属しない事項をつかさどります。審査課は、審査事件の処理に関する事項・検察審査会の招集手続及び会議録の作成保管に関する事項・審査事件に関する資料の保管に関する事項をつかさどります。各課には課長が置かれますが、これは最高裁判所が検察審査会事務官の中から命じます（検審法施行令29以下）。

さて、ここで注目すべきは、審査課の仕事にある「審査事件の処理に関する事項」でしょう。この短い記述だけでは具体的に何をするのか不明です。解釈次第では事件の審査に直接影響するようなこともできそうです。この点については、上述のように実際の検察審査会議の様子がわからない仕組みになっているので確かなことはいえません。しかしながら、その様子をうかがい知るものとしては、佐野洋氏による検察審査会を舞台としたミステリー仕立ての小説『検察審査会の午後』（新潮社）というものがあります。これは8つの短編（それぞれ違うタイトルで『小説新潮』に掲載された）を1つにまとめたものですが、これを執筆するに際し佐野氏が検察審査会議について調べてみたところ、その様子がまったくわからなかったといわれています。そのため、佐野氏は一般に広く呼びかけて検察審査員経験者の情報を集めたという話があります。この小説では、市民から選ばれた検察審査員たちが事件を審議し議決する様子が描かれていますが、以前私が見た検察審査員体験者のHP（その後しばらくして、そのHPはなくなりました。違法だから？）のなかに体験談があり、そこではこの小説と違って検察審査会事務官（事務局）が色々と言をはさむことがあったと書かれていました。この情報は、その方が検察審査員になった検察審査会だけの話なのかななども含めて、一般論として信頼できるかどうかわかりません。ただ、たとえば素人だけで議論するうちに論点がずれることでもあれば、見かねた事務局側が軌道修正のために何らかの「ほのめかし(suggestion)」をすることはありそうだなとおもいました。ですが、上述の検察審査会法38条を活用すれば、事務局が口を出す必要はないのではとおもいますが、やはり素人だけでは難しいことがあるのでしょうか。

裁判員制度を考える上でも

現在進行形の司法制度改革の議論では、「裁判員制度」の話が盛り上がっています。素人の市民が司法手続に直接に参加するものです。以前「亀ちゃんにも言わせてよ」でもとりあげましたが、私の意見としては、慎重に議論を進めていただきたいと考えています。その理由の1つに、この検察審査会のことあげられます。市民参加という理念や理論的にはよいとしても、実際にはどう機能するのか。検察審査会は、第二次大戦後50年以上も行われている市民が直接司法（刑事）手続に参加できる制度です。それにもかかわらず、大半の市民は検察審査会のことを知らないとおもいます。また、検察審査会を知っていても、そこでどのような議論が行われるのかということは、体験者しか知らないはずで、検察審査会と裁判員制度は異質の制度ですが、市民の直接参加という視点では同じものです。どちらも

形骸化すれば、検察官や裁判官の判断に「市民のお墨付き」を与えるためのものになったり、官製の判断への批判をかわす「民主（民意）の衣」を着させるものになるのではないのでしょうか。つまり、「市民が決めたことなんだから」として検察官や裁判官が責任を回避することになるのではないのでしょうか。また、専門家の助言を得られるようにしたとしても（たとえば検審査法38のように）、もし専門家の助言がもっともだと考える市民ばかりならば、そこでの結論はほんとうに司法制度改革議論でいわれているような素人の「市民感覚」といえるのか疑問です。（ここで求められている「市民感覚」自体？ですが。）

このような危惧を払拭するためには、いきなり裁判員制度の是非や内容を議論する前に、すでに長いこと行われてきた検察審査会制度を詳細に検証するべきではないのでしょうか。まずは、そこから見えてくる実際の市民参加の利点・問題点などの情報を市民が共有する必要があります。そうでなければ、十分な議論はできないのではないのでしょうか。裁判員制度導入を考えている方も、検察審査会についてもっと知りましょう。そのためには、審議の様子について、発言者の名前はA・B・Cなどとしても構わないので、どのような議論が交わされたのか公開していただきたいものです。最近のものは差し障りがあるというのなら、議決から何年か以上経過した事件だけでも会議録を公開できないものかとおもいます。

残念ながら

検察審査会への疑問と興味はこの原稿を書きながら募る一方です。私たちが一般の市民が司法手続きに直接参加できる唯一といえる制度なのに、最も知りたいこと（会議の様子）がわからないままでした。残念です。今回ふれることができなかった検察事務の改善に関する建議や勧告のこと（検審査法42）も含め、もっと詳しくわかったときは、もう一度、検察審査会について「亀ちゃんにも言わせて」ください。

亀山憲一 [会員・フリーで活動中の法学研究者（犯罪学・刑事法）]